

『配偶者控除等見直し FAQ14問追加発表—国税庁』

国税庁は先般、「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに関するFAQ」の2度目となる改訂を行い、14問を追加した。

従前の「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」は、平成30年分から2種類の様式に分割。配偶者のいない給与所得者が保険料に関する控除の適用を受ける際は、保険料控除申告書のみを提出すればよい(問15)。給与所得者の扶養控除等申告書の「源泉控除対象配偶者」欄に配偶者の氏名等を記載して提出し毎月等の源泉徴収を受ける場合でも、年末調整では配偶者控除等申告書の提出が配偶者控除の適用の要件となる(問16)。合計所得金額900万円超1,000万円以下の給与所得者と生計を一にし、合計所得金額123万円以下の配偶者は「源泉控除対象配偶者」には該当しないが、年末調整においては、合計所得金額38万円以下の場合には配偶者控除、38万円超の場合には配特控除の対象となる(問17)。

またFAQでは、配偶者控除等申告書に記載する合計所得金額の見積額の求め方を例示している(問22)。年末調整後に配偶者の合計所得金額の見積額とその確定額に差が生じた場合には、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」交付の時まで年末調整の再調整を行うことができる(問28)。



『今後もカギを握るのは中国インバウンド市場—日本公庫』

日本政策金融公庫総合研究所が、アジアからの訪日外国人観光客(インバウンド)のニーズを探るために実施したアンケート調査で、インバウンド市場のカギを握るのは今後も中国であることが鮮明になった。

日本での宿泊数をみると、台湾と中国はどちらも4泊以上の割合が8割ほどを占め、特に中国は7泊以上の割合が33.7%と多かった。これに対し、韓国は3泊以下が71.8%を占めた。宿泊先はホテル・旅館が多いが、ホステルや民泊を利用した人もそれぞれ25.6%、17.9%いた。ホステルや民泊の利用は滞在日数が長いほど多くなり、7泊以上に限れば、ホステルの利用割合は49.1%、民泊は31.4%だった。渡航費用を含めた旅行支出額をみると、中国は85万円以上が24.7%を占めるなど、韓国、台湾よりも多かった。何らかのパッケージツアーを利用した人の割合は、台湾は49.2%と半数近く、中国は81.7%と多かったのに対し、韓国は34.3%。主な目的としては観光名所の訪問、食事、買い物など。訪問した都道府県をみると、東京、京都、大阪という、いわゆるゴールデンルートと北海道、九州、沖縄に集中、その他の県は少なかった。調査対象は韓国、台湾、中国の20~49歳の男女(直近1年間の訪日観光旅行者)。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com